

## 第2部 ヒアリング調査

### I 調査概要

#### 1 調査の目的

川崎市子どもの権利に関する条例第38条第2項の規定に基づき、「子どもに対する支援の協働・連携について」の検証を行なうにあたり、川崎市及び川崎市子どもの権利委員会が平成29(2017)年4月に川崎市における子どもの権利に関する実態・意識調査(11～12歳700人、13～15歳700人、16～17歳700人、18歳以上900人を住民基本台帳から無作為抽出によるアンケート調査)を実施した。

しかし、アンケート調査では個別の支援を必要とする子どもたちの実態や意識を十分に把握しきれないことから、各関係機関の協力を得て、子ども等への直接聴き取り(ヒアリング)を行なうことにより、個別の支援を必要とする子どもたちの実態や意識を把握することを目的とした。

#### 2 調査の設計

##### (1) 調査対象

11歳から17歳までの次の子どものうち調査に協力してくれる者

- ア 児童養護施設等に入所している子ども
- イ 多様な文化的背景をもつ子ども
- ウ 障がいのある子ども
- エ 不登校の子ども
- オ 乳幼児とその親
- カ その他(地域の寺子屋、こども文化センター)

※ 詳細は次ページ<別表>、各対象別に掲載

##### (2) 調査期間 平成29(2017)年7月

##### (3) 調査方法

- ア ヒアリングは川崎市子どもの権利委員会委員のうち、1人以上が、20分程度の聴き取りを行い、事務局職員が記録する。
- イ 施設の職員又は保護者は、原則として立ち会わない。(介助者等は除く)
- ウ 対象となる子どもには、事前にお問い合わせ文の配布や、直前のオリエンテーションを行い、子どもにも理解できるように配慮する。
- エ ヒアリング時の呼出しや記録等は、子ども個人が特定できないように、実名等での取扱いを行わない。

##### (4) ヒアリング項目

- ア 子どもの興味・関心、楽しみについて
- イ 子どもの居場所について

- ウ 子どもの不安、悩み及び相談について
- エ 子どもの権利条例の認知度について
- オ 子どもの参加・意見表明について
- カ 子どもの自己肯定感等について

以上の共通項目の他、対象ごとの個別項目を設けている。詳細は、次ページ以降、各対象別に掲載している。

< 別 表 >

対象区分	施設区分	対象者数
児童養護施設等に入所している子ども	児童養護施設	5人
多様な文化的背景をもつ子ども	(対象者の居宅にて実施)	4人
障がいのある子ども	市内の障害児通所支援事業所	4人
不登校の子ども	市内フリースペース	10人
乳幼児とその親	地域子育て支援センター	7人
その他 (小学生・中学生)	地域の寺子屋	15人
	こども文化センター	6人
合計		51人